

飯田市地域福祉計画策定方針

1 趣旨

飯田市では、平成 28 年度末までに「次期総合計画」の策定を進めており、人口減少時代への対応、ムトスや公民館などに代表される「自主自立の精神」の継承、分権型社会への対応等を大切な視点としている。

福祉の分野としては、人口減少や加速する少子高齢化への対応が求められており、また国や地方の財政難という背景もあり、大きな転換期を迎えている。多様なニーズに対して、全てを公的なサービスや制度（公助）だけで賄うことが難しく、地域の支え合いや住民相互の助け合い（共助）による地域福祉の推進が重要である。

地域の支え合いや住民相互の助け合いによる福祉のまちづくりを推進することが、超高齢社会の到来において大きな柱となることから、飯田市版の地域福祉計画は、飯田市が策定する理念と仕組みを掲げた「地域福祉計画」と、飯田市社会福祉協議会が策定する住民などの活動・行動を計画化した「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、各地区や住民の具体的な実践活動に繋げていく。

2 経過

平成 15 年 4 月に社会福祉法に地域福祉計画が位置づけられ、同年、飯田市は社会福祉審議会に「今後の飯田市の地域福祉のあり方について」を諮問し、平成 18 年度に「飯田市の地域福祉計画としては、本審議会が提言する地域福祉推進の理念や基本方針で示した考え方が、今後の各地区での地域福祉計画の策定活動や、地域福祉活動の中に反映され、それぞれの地域で関係者の連携、協力による地域福祉の確立に向けた具体的な実践活動が、結果としてまとめられることが望まれます。」との答申により、具体的実践活動を優先し、計画策定を見送って来た。

平成 24・25 年度と地域福祉懇談会を開催し、まちづくり委員会、市及び市社協において地域福祉の必要性和各地区の福祉課題が共通認識され、また各地区まちづくり委員会で基本構想・基本計画が策定され、住民支え合いマップを中心とした地域福祉活動が実践されている現状と、障がい福祉、高齢者福祉、子育て支援に係る法定計画が策定されたことにより、社会福祉法の規定に基づく地域福祉計画を策定するに至った。

3 計画期間

平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間とする。

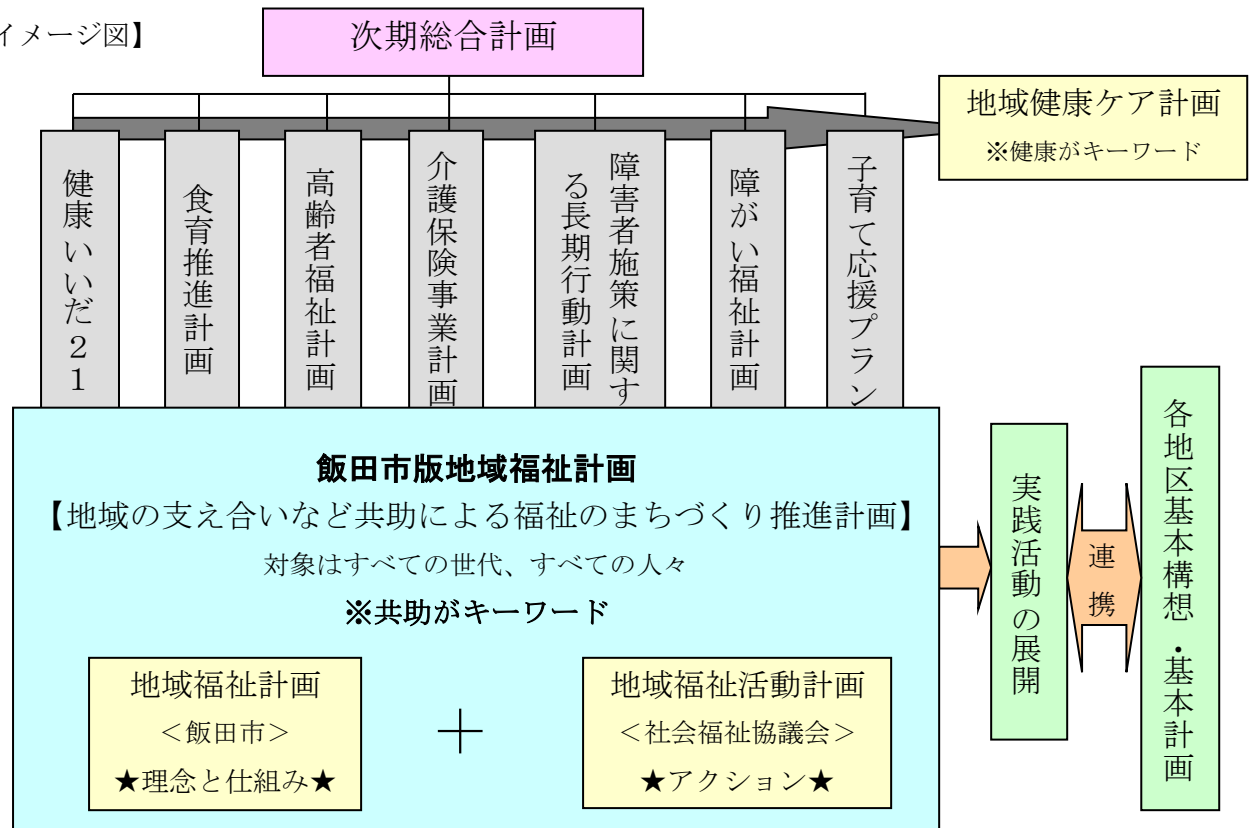
4 位置づけ

地域福祉計画は総合計画を上位計画とし、地域福祉の推進に関する事項を具体化する個別計画として、共助をキーワードとした福祉関連計画を包含する計画とする。

5 策定期間

次期総合計画に合わせ、平成 27・28 年度の 2 年間で策定する。

【イメージ図】



6 策定手順

(1) 庁内検討組織を立上げる(社会福祉協議会含む)。

- 担当課：福祉課
- 関連計画主管課：長寿支援課・子育て支援課・保健課
- その他：ムトスまちづくり推進課・市立病院
- 地域福祉活動計画（一体的に策定）：社会福祉協議会

(2) 社会福祉審議会本部会を中心とした策定委員会を設置し、庁内検討組織が作成する「計画(案)」を審議する。

この委員会は、次期総合計画の策定に向けた分野別懇談会を兼ね、次期総合計画の個別計画としてその整合性を図る。

(3) 素案が決定した段階で、まちづくり委員会及び民生児童委員協議会との福祉懇談会を行い、説明し意見を聴取する。

7 策定方法

(1) 第5次基本構想後期基本計画事務事業評価の振り返りと課題の整理

(2) 地域福祉を推進する上で検討すべきキーワード

例えば、(ア)要援護者の把握 (イ)相談支援体制 (ウ)住民の意識向上と主体的参加

(エ)人材育成 (オ)住民・ボランティア団体・NPOなどへの支援

(カ)住民支え合いマップを中心とした災害時・日常の支え合い活動など実践活動と事例などを拾い上げ、関連個別計画を踏まえた上で、「共助」の視点で検討する。

※共助を推進していくことから、自助(市民)、共助(地域・団体)、公助(行政)の役割を明確にする。

(3) 実践活動の立案

地域福祉の推進における、理念、目標、具体的な取組を検討し、地域住民やボランティア団体、NPOなどの民間団体の自主的・自発的な福祉活動を中心とした住民主体の行動を計画する。

※実践例の紹介を盛り込む

8 策定スケジュール

別紙